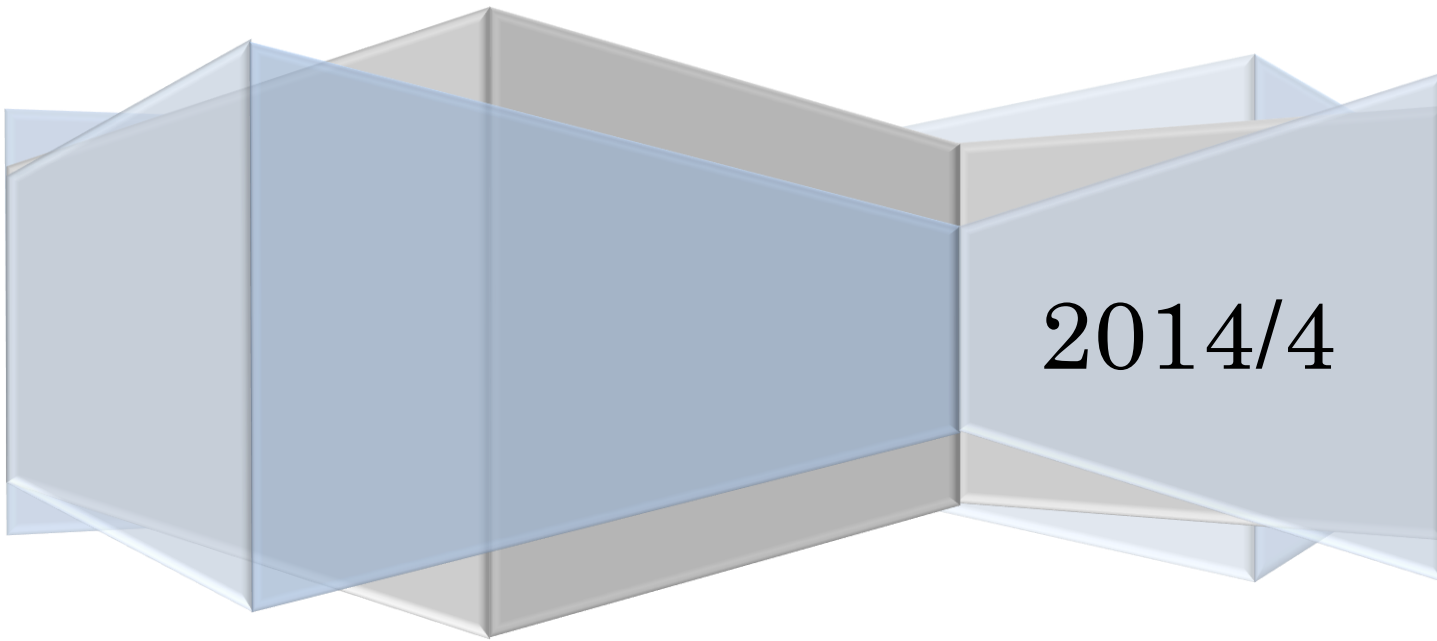


事業系一般廃棄物の減量化・資源化および適正処理のために

【事業系一般廃棄物に係る減量化等計画書作成の手引き】

彦根市 生活環境課



2014/4

目 次

事業系一般廃棄物減量化等計画書に係る作成の手引き

1	彦根市事業系一般廃棄物の現状	1
(1)	彦根市の処理施設に搬入された事業系一般廃棄物量の推移	1
(2)	彦根市の処理施設に搬入された一般廃棄物総量の推移	1
(3)	彦根市の処理施設に搬入された一般廃棄物総量の推移（事業系含む）	2
(4)	彦根市の処理施設に搬入された家庭系・事業系一般廃棄物総量の推移	2
(5)	彦根市の人口推移	2
2	減量化等計画書に係る作成の手引き	
(1)	事業所の責務	3
(2)	対象事業所	3
(3)	廃棄物管理責任者	3
(4)	事業系一般廃棄物減量化等計画書	3
3	事業系一般廃棄物の減量・再生利用の計画作成と実施手順	
(1)	現状把握	4
(2)	計画	4
(3)	実行	4
(4)	実施状況の点検・見直し	4
4	事業所における排出量の把握	5
	関係法令	6～7

事業系一般廃棄物減量化等計画書に係る作成の手引き

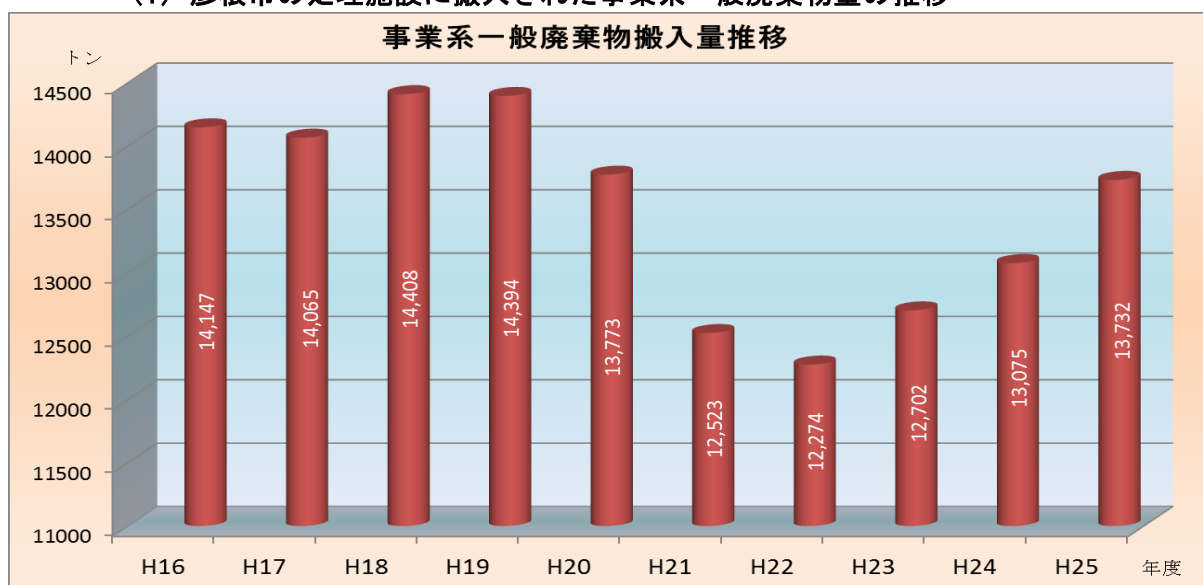
1 彦根市事業系一般廃棄物の現状

市では平成25年3月に「彦根市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、平成25年度以降の各年度で事業系一般廃棄物の排出量を対前年比で3%削減する計画を定めています。

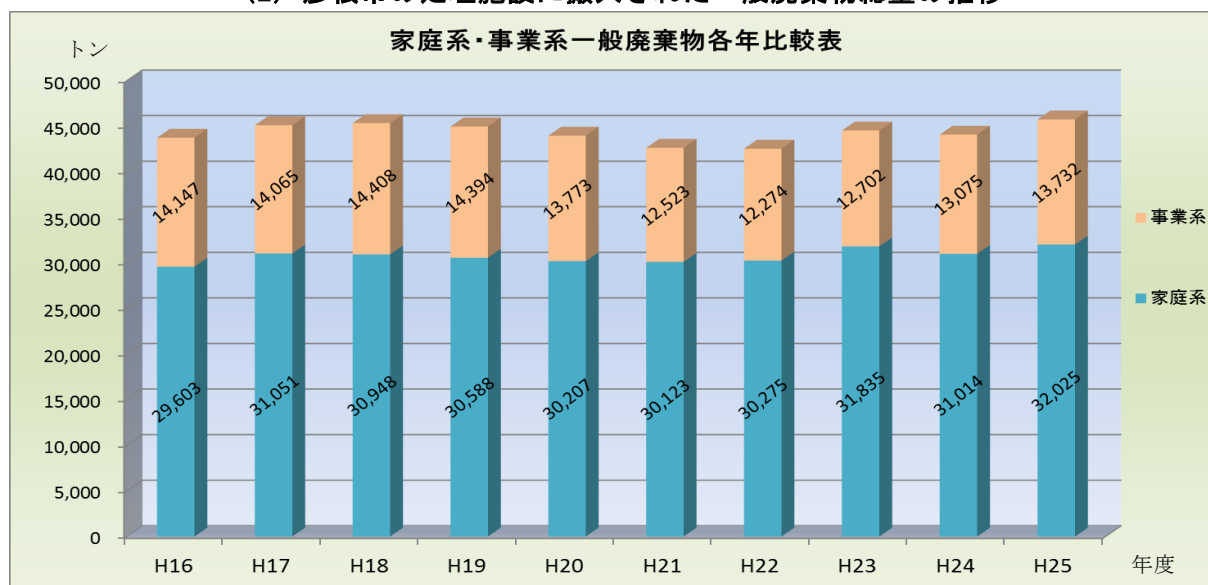
しかし、平成25年度市の処理施設に搬入される事業系一般廃棄物量はマイナスに転じることなくプラスとなっています。この要因として、市外からの一般廃棄物越境問題、近隣市町と比較して安価な廃棄物処理手数料等、様々な問題点が推測されますが、明確な結論には至っていません。

また、本市の処理施設において焼却している可燃ごみは全体の約3割が事業系の可燃ごみとなっています。

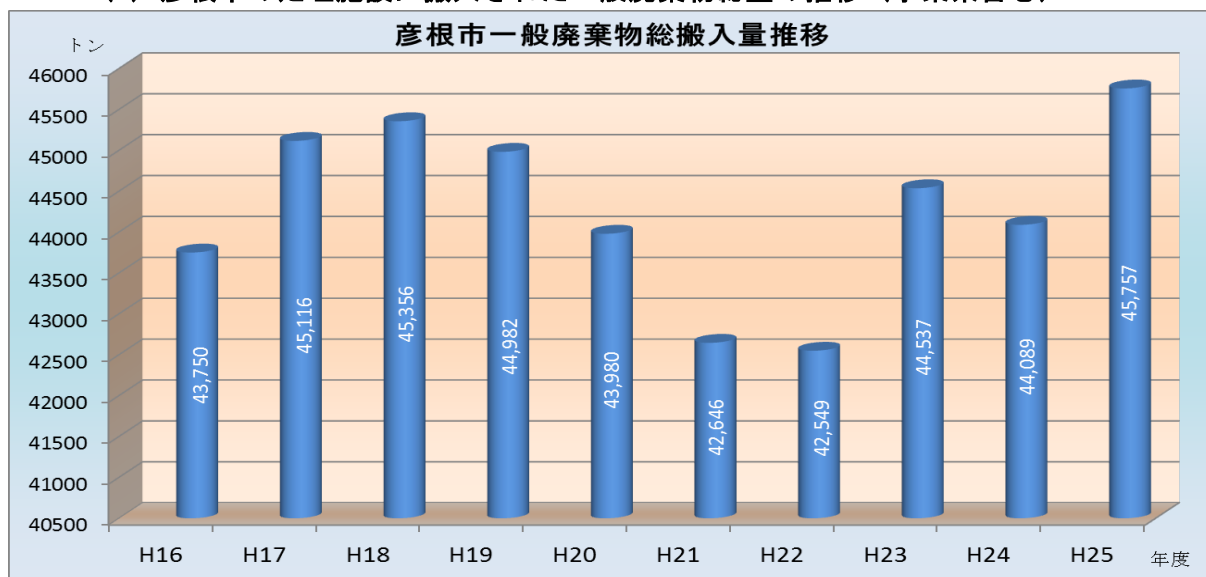
(1) 彦根市の処理施設に搬入された事業系一般廃棄物量の推移



(2) 彦根市の処理施設に搬入された一般廃棄物総量の推移



(3) 彦根市の処理施設に搬入された一般廃棄物総量の推移（事業系含む）



(4) 彦根市の処理施設に搬入された家庭系・事業系一般廃棄物総量の推移

（単位：トン）

区分	年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
家庭系	燃やすごみ	18,743	19,227	19,836	19,465	19,297	20,073	20,096	21,169	21,130	21,341
	資源(缶・びん・ペットボトル・乾電池・古紙・廃食油)	4,108	4,601	4,541	4,681	4,829	5,031	5,242	5,101	4,804	4,675
	その他の種類	6,753	7,224	6,571	6,442	6,081	5,019	4,937	5,565	5,080	6,009
	家庭系小計	29,603	31,051	30,948	30,588	30,207	30,123	30,275	31,835	31,014	32,025
	比率(%)	67.7%	68.8%	68.2%	68.0%	68.7%	70.6%	71.2%	71.5%	70.3%	70.0%
事業系	燃やすごみ	13,654	13,578	13,945	13,950	13,261	12,044	11,812	12,125	12,577	13,199
	資源(缶・びん・ペットボトル・乾電池・古紙・廃食油)	213	204	196	198	196	165	165	174	169	188
	その他の種類	279	283	267	246	316	314	297	403	329	345
	事業系小計	14,147	14,065	14,408	14,394	13,773	12,523	12,274	12,702	13,075	13,732
	比率(%)	32.3%	31.2%	31.8%	32.0%	31.3%	29.4%	28.8%	28.5%	29.7%	30.0%
合 計		43,750	45,116	45,356	44,982	43,980	42,646	42,549	44,537	44,089	45,757

(5) 彦根市の人口推移

年度	平成元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
人口	98,265	99,519	100,680	101,763	102,349	102,959	103,508	104,677
9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
105,641	106,598	107,462	107,860	108,687	108,928	109,175	109,688	109,779
18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	
110,860	111,310	111,710	111,751	112,156	112,400	112,632	112,691	

2 減量化等計画書に係る作成の手引き

(1) 事業所の責務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、事業所はその事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理すること（第3条第1項）、廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めること（同条第2項）、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国・県・市町村の施策への協力（同条第3項）などが義務付けられています。

また、「彦根市事業系一般廃棄物減量化等に関する指導要綱」では、多量排出事業者の責務として事業系廃棄物の減量に関する計画の作成および届出ならびに廃棄物管理責任者の選任を義務付けています。

(2) 対象事業所

対象事業所は次のいずれかに該当する事業所が対象となります。

○事業系一般廃棄物の排出量が月平均に5,000kgを超える事業所

○大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗営む事業所で、建築面積が1,000㎡を超える事業所

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物で、建築面積が3,000㎡を超える事業所ならびに延べ面積が8,000㎡以上の学校および幼保連携型認定こども園が対象になります。

(3) 廃棄物管理責任者

廃棄物管理責任者とは、次の業務を行う者として、対象事業所等から選任された者。

○事業所から排出される廃棄物の種類、排出量、処理方法等の把握

○廃棄物の発生抑制、再生利用の方策など、減量計画の立案

○社員、職員、テナント、利用者などへの啓発・指導

○廃棄物保管場所の管理

○建物所有者、管理者、廃棄物収集運搬業者、資源回収業者、および市関係者との連絡・調整

(4) 事業系一般廃棄物減量化等計画書

事業系一般廃棄物減量化等計画書とは、前年度の実績を踏まえ、今年度の事業系一般廃棄物の減量と再生利用の目標を掲げた計画書です。原則として、毎年4月から翌年3月までの1年間の実績および目標を記載し、毎年4月末日までに市へ提出してください。

3 事業系一般廃棄物の減量・再生利用の計画作成と実施手順

(1) 現状把握・・・廃棄物発生量、種類等の実態を知ることが基本

- * 減量化推進のための中心的な役割を果たす廃棄物管理責任者を選任する。
- * どのような廃棄物が発生して、その発生量はどれくらいの量か？
- * 発生した廃棄物はどのように処理されているか？
- * 廃棄物処理業者や資源回収業者に適正に排出されているか確認することも必要です。

(2) 計画

○減量計画・適正処理の目標を立てる

- * 発生抑制が可能なものはないか、その方法は？
- * 資源化が可能なものはないか、その方法は？
- * 資源化できない廃棄物の適正な処理方法を検討する。
- * 分別の種類、分別方法、収集回数などについては廃棄物処理業者などと十分な協議が必要です。
- * 排出抑制と資源化によりどれくらいの量が減量できるか？
- * 現状を踏まえた上で、翌年度の分別の種類、排出量の目標値などを決定する。

○減量・適正処理の方法を決める

- * 分別方法や引き渡し方法を処理業者と協議し、契約などをする。
- * 分別種類・排出量などを考慮した保管場所を確保する。

(3) 実行・・・担当部門に任せず全員参加の意識をもって

- * 従業員・テナントなどに、趣旨説明や分別方法・回収日などの指導・啓発を行って、協力を求める。
- * 廃棄物減量・適正処理に関する研修会や掲示物などで意識向上を図る。

(4) 実施状況の点検・見直し・・・繰り返し点検・見直しできるように

- * 廃棄物の種類・発生量を継続的に把握する。
- * 廃棄物の減量効果・取り組み状況を点検し、問題点があれば改善策を検討する。

※ P D C Aサイクルを継続することで、廃棄物の減量と経費の削減・効率化が図れます。

4 事業所における排出量の把握

事業所に対し排出量の把握方法を具体的に提示し指導します。

○廃棄物量の実測による把握

廃棄物量に対し実際に重量を量る方法があります。

○保管容器の大きさ、数量による把握

保管容器ごとの廃棄物種別、容量から満杯時の平均的な重量をあらかじめ設定し、排出回数等を記録し、重量を求める方法があります。このとき、生ごみと紙くずなど廃棄物の種別により重量が大きく変化するので注意を要します。

○購入量による把握

新聞やコピー用紙などについて、1箇月あたりの購読数、購入数により重量を求める方法があります。

重量換算表（参考）

種 別	目安となる重量
新聞1紙1箇月（チラシ含む）	約10kg／月
紙ごみ等（45ℓ袋）	約3kg／袋
生ごみ（1ℓ当たり）	約600g／ℓ
コピー用紙（A4：2500枚入り1箱）	約11kg／箱
コピー用紙（B4：2500枚入り1箱）	約17kg／箱
段ボール（みかん箱）	約500g／枚
アルミ缶（ジュース等350ml）10本	約180g／10本
スチール缶（コーヒー等180ml）10本	約300g／10本
ペットボトル（500ml）10本	270g／10本
ペットボトル（2ℓ）10本	600g／10本

※ あくまでも参考値です。ごみの重量の把握はできる限り、実測してください。

○収集・運搬許可業者などへの問い合わせによる把握

収集・運搬許可業者、資源回収業者への聞き取りにより把握する方法があります。

※ ごみの重量は、事業所自らが把握するようにしてください。

関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（市町村の処理等）

第六条の二

5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（事業者及び消費者の責務）

第四条 事業者及び消費者は、繰り返し使用することが可能な容器包装の使用、容器包装の過剰な使用の抑制等の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、分別基準適合物の商品化をして得られた物又はこれを使用した物の使用等により容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう努めなければならない。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（抜粋）

（特定建築物）

第一条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が三千平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第三号において「第一条学校等」という。）の用途に供される建築物で延べ面積が八千平方メートル以上のものとする。

- 一 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
- 二 店舗又は事務所
- 三 第一条学校等以外の学校（研修所を含む。）
- 四 旅館

大規模小売店舗立地法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

2 この法律において「大規模小売店舗」とは、一の建物（一の建物として政令で定めるものを含む。）であって、その建物内の店舗面積の合計が次条第一項又は第二項の基準面積を超えるものをいう。

（基準面積）

第三条 基準面積は、政令で定める。

2 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その生活環境から判断して、前項の基準面積を超える他の基準面積とすることが適切であると認められる区域があるときは、当該区域について、条例で、周辺の地域の生活環境の保持に必要なかつ十分な程度において、同項の基準面積に代えて適用すべき基準面積を定めることができる。

3 前項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

大規模小売店舗立地法施行令（抜粋）

（一の建物）

第一条 大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第二条第二項の一の建物として政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- 二 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- 三 一の建物（前二号に掲げるものを含む。）とその附属建物をあわせたもの

（基準面積）

第二条 法第三条第一項の政令で定める面積は、千平方メートルとする。

彦根市事業系一般廃棄物減量化等に関する指導要綱（平成27年4月1日制定）

別紙参照